

# 課税明細書の説明・見方

宛名番号  
□ □ □ □ □

お問い合わせの際は、  
こちらの宛名番号を  
お知らせください。

□ □ □ □ □ 様 所有分の課税明細です。

資産	資産の所在地 ( )内は家屋番号					評価額(円)		住宅用地・軽減	軽減税相当額(円)
	土地	家屋	土地	家屋	建築年/ 階層(地上・地下)	固定資産税 課税標準額(円)	前年度固定資産税 課税標準額(円)		固定資産税相当額(円)
	登記地目	種類	登記地積	1階 課税床面積		都市計画税 課税標準額(円)	前年度都市計画税 課税標準額(円)		都市計画税相当額(円)
課税地目	構造/屋根構造	課税地積	1階以外 課税床面積	敷地権割合・持分割合					
	②					⑨		⑫	⑮
①	③		⑤		⑦	⑩		⑬	⑯
	④		⑥		⑧	⑪		⑭	⑰

① 「資産」  
課税資産が「土地」または「家屋」であるかの区分を表しています。

⑨ 「評価額」  
固定資産評価基準に基づいて評価した価格を表しています。

② 「資産の所在地」  
土地の場所、家屋が建っている場所を表しています。  
( )内の家屋番号は、登記簿上の家屋番号を表しています。

⑩⑪ 「固定資産税/都市計画税 課税標準額」  
評価額を基に算定した金額です。  
原則として、⑨の評価額が課税標準額となりますが、  
土地については、課税標準の特例や負担水準による  
調整を適用した額となる場合があります。

③ ①が土地の場合：  
登記地目(登記簿上の地目)を表しています。  
①が家屋の場合：  
種類(建物の利用区分で、居宅・店舗・倉庫等)を表しています。

⑫ 「住宅用地」  
…土地の課税地目が宅地の場合、住宅区分を表示  
しています。  
「軽減」  
…家屋について、住宅軽減の適用がある場合、軽減  
名称を表示しています。

④ ①が土地の場合：  
課税地目(課税されている地目)を表しています。  
①が家屋の場合：  
構造(建物(屋根)の主体となる部分)を表しています。

⑬⑭ 「固定資産税/都市計画税 前年度課税標準額」  
前年度の課税標準額(土地のみ)を表しています。  
原則として、前年度の課税明細書に記載してある課税  
標準額と一致します。  
評価の見直し・地目の変更・分合筆・土地の利用形態の  
変化等により、前年度に通知したものと異なる場合が  
あります。

⑤ ①が土地の場合：  
登記地積(登記簿上の地積)を表しています。  
①が家屋の場合：  
1階課税床面積(課税されている1階の床面積)を表して  
います。

⑮ 「軽減税相当額」  
住宅の軽減が適用されている場合の軽減税額を表して  
います。

⑥ ①が土地の場合：  
課税地積(課税されている地積)を表しています。  
①が家屋の場合：  
1階以下課税床面積(課税されている1階以外の床面積)  
を表しています。

⑯ 「固定資産税相当額」  
⑩の固定資産税課税標準額×税率(1.4%)により  
計算しています。  
ただし、法令等により税の軽減措置等が適用される場合  
は、⑮の固定資産税軽減税相当額を控除した後の額を  
表しています。

⑦ 「建築年/階層(地上・地下)」  
建築年…家屋の完成した年を表しています。  
階層…家屋の階層を表しています。

⑧ 「敷地権割合・持分割合」  
区分所有(分譲マンション)の土地に係る敷地権割合・持分  
割合を表しています。  
※税相当額は敷地権割合・持分割合であん分する前の金額です。

⑰ 「都市計画税相当額」  
⑪の都市計画税課税標準額×税率(0.3%)により  
計算しています。

※ 課税明細書には1月1日現在、安城市内に所有する固定資産のうち、固定資産課税台帳に登録されている土地及び家屋を記載しています。

※ 償却資産や非課税物件及び免税点未満のものは記載していません。

免税点とは、地方税法により一定金額に満たなければ課税の対象とならない場合の、その一定金額をいいます。

安城市内に同一人(単有と共有は別人格として判断します。)が所有する土地・家屋のそれぞれの固定資産税課税標準額の合計が次の金額に  
満たない場合、固定資産税及び都市計画税は課税されません。

土地：30万円/家屋：20万円

※ 固定資産税は、軽減税額を差し引いて計算しています。

なお、税相当額は1円単位で計算していますので、納付年税額とは異なります。